

令和 2 年 5 月 25 日

各小中学校長 様

北広島町教育委員会教育長  
( 学 校 教 育 課 )

### 町立学校における学校再開について（通知）

このことについて、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の基本的な考え方について」が別紙 1 のとおり決定されました。これを受け、町立小・中学校においては 6 月 1 日（月）から、「学校の新しい生活様式」による全面再開とします。

学校再開に当たっては、5 月 22 日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」（別紙 2）を踏まえ、児童生徒の距離を適切に保つなど感染症対策を徹底するとともに、次の事項に留意の上、適切に対応してください。

なお、今後、状況が変化した場合には、改めて通知します。

- 1 臨時休業中の自主登校日は、授業日数に含めないこととしていたが、学校再開後の登校日は授業日数に含め、出欠を記録すること。  
なお、感染の可能性等を理由に、保護者から学校を休ませたいと相談された場合、出席停止の措置を行うことができること。
- 2 「学校の新しい生活様式」を踏まえ、学校における感染症対策を徹底すること。また、登下校時に、公共交通機関を利用する児童生徒等に対し、マスクを着用する、降車後は、速やかに手を洗うなどの指導を徹底すること。
- 3 発熱等の風邪の症状がある場合などにより登校しない児童生徒等に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、学習の著しい遅れが生じないよう配慮すること。
- 4 各教科等の指導については、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること

- 5 児童生徒等の健康の保持や心のケアについて、個々の状況を把握しながら、養護教諭や専門機関等と連携を図りながら取組を進めること。  
また、個別の配慮（不登校・児童虐待等）が必要な児童生徒等への対応として、居場所づくりなど各学校の実情に応じた工夫を行うこと。
- 6 部活動の実施については、土曜日及び日曜日を休養日とし、1日の活動時間は放課後2時間以内で、可能な限り感染症対策を行い、適切に活動すること
- 7 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。
- 8 教職員の分散勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにすることとし、それでも十分なスペースが確保できない場合には、在宅勤務を行わない形態での分散勤務を実施するなど、工夫を行うこと。  
ただし、妊娠している女性職員及び高年齢職員等については、令和2年4月15日付け教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策に伴う勤務時間の繰上げ又は繰下げに関する基準等の一部改正について」により、当該職員からの申請に基づき、在宅勤務を承認することができること。
- 9 授業担当非常勤講師については、授業時間の短縮等を行う場合であっても、任用時に交付した勤務条件説明書で明示した勤務時間数（当初の予定）どおり勤務させること。
- 10 緊急事態宣言が解除された後の「新しい働き方」の確立に向けて、令和2年5月14日付け教職員課長及び健康福利課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シートについて」を踏まえ、各学校において新型コロナウイルス感染症安全職場対策に取り組むこと。